

憲法9条と平和、子どもと教育、そして私たちのちとくらしにかかわる重大な政治戦 参議院選挙が、7月22日投票の予定で実施されます。

政治活動の自由は、憲法の国民主権の原理に直結した国民の重要な権利であ

り、憲法21条が保障する表現の自由の根幹をなしています。

日本国憲法はこのことを「侵すことのできない永久の権利」の一つとして保障し、すべての国民に等しく

約が加えられています。これは、国際的にみても、現行の憲法の理念に照らしても、きわめて不当なものであり、公務員、教職員の政治活動を制約する法律自体が重大な憲法違反です。

はありません。また現行の法制度でも禁止・制限されていない、教職員が参加できる政治活動、選挙活動は数多くあり、選挙期間中も「憲法改悪

接による投票依頼は地位利用にならない限り自由です

し、政党主催の演説会への参加、お誘いもできます。政党の後援会への加入や選挙事務所の手伝い、演説会場の準備など単純な労務の提供、選挙募金への協力、公示前の政党、予定候補者のヒラ配布も自由でできます。

文部科学省や県当局の、公務員、教職員は選挙活動がいつさい禁止されているか、ことき不当な攻撃を許さず、同時に必要な警戒心をはらって、参議院選挙のちとくみを職場、地域で旺盛にすすめます。

主張 新聞全教 解説

不当な攻撃を許さず とりくみすすめよう

保障していません。教職員も例外ではありません。

憲法の精神に立てば、公務員・教職員にも政治的・市民的権利が当然保障されるべきところですが、具体的法制においては不当な制

仮に公務員や教職員の政治活動を制約する場合でも、公務員や教職員の地位を利用した活動などの規制にとどめ、教職員の身分を有することを理由にした選挙活動の規制は行うべきで

反対「消費税の増税許さない」など、「選挙活動」とならない教職員組合の宣伝・署名活動、政治活動は全く自由です。

選挙期間中であっても電話や、自筆の封書、個々面

(全教書記次長 吉田正美)